

〔カードローン契約約規定（極度スライド型定例返済用）〕

北信用金庫（以下「信用金庫」という）との間で、表記ローン契約（以下この契約という）を締結した者（以下「借主」という）は、この契約に基づき取引（以下この取引という）にあたって、この規定がこの契約の内容を構成することと同意します。

第1条（契約の成立）

- この契約は、借主からの利用申込を信用金庫が審査のうえ承諾し、この取引で使用する借主名義のカードローン専用口座を開設したときに成立するものとします。
- この契約が成立した場合、信用金庫はローンカードを借主に交付します。
- 第2条（取引方法）
 - 借主は、この取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払いは行なわないものとします。
 - 借主は、ローンカードを利用して出金する方法により当座貸越を受け取るものとします。
 - ローンカード、現金自動支払機および現金自動入金払機（以下「自動機器」という）の取扱いについては信用金庫所定のローンカード規定によりします。
 - この契約は、一人名取扱いに限られるものとします。

第3条（貸越極度額）

- 貸越極度額とは（以下「極度額」という）は、信用金庫が審査のうえ決定し、借主に通知します。なお、信用金庫がやむを得ないものと認めて極度額を超えて借主に対し当座貸越を行った場合にも、この契約の各条項が適用されるものとします。
- 信用金庫の判断で貸越極度額を増額することが適当と認めた時は、信用金庫は、増額後の貸越極度額およびその時期を通知するものとします。その通知を受取ってから10日以内に借主から信用金庫に対し拒否する旨の申し出がない場合は、信用金庫は、借主が増額を承諾したものと判断するものとします。
- 次の各号のいずれかに該当したときは、信用金庫はいつでも貸越極度額を減額することができるものとします。
 - 借主がこの契約に定める各条項の一つでも違反したとき
 - 借主の信用状態の変化その他の理由により、信用金庫が適当と認めたとき
- 第2項または第3項により貸越極度額が増減額された場合においても、以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

第4条（貸越極度額の減額）

- 貸越極度額は、信用金庫の基準による担保不動産の評価に基づくものとし、要項記載のとおりとします。
- 前項にかかわらず、信用金庫が1年毎に行う担保評価により、要項記載の貸越極度額（変更後のものを含む。以下同じ。）が、金融動向の変化、債権の保全その他相当の事由があるときは、信用金庫はいつでも、通知により要項記載の貸越極度額を増減することができるものとします。
- 前項より貸越極度額が減額された場合において、貸越金が減額後の貸越極度額を超過している場合は、信用金庫から前項の通知がなされた日より1ヶ月が経過する日までに、超過金額に相当する貸越金（以下「超過部分」という。）を一括して支払います。
- 前項において一括返済が困難な場合は、信用金庫は債務者との協議により、超過部分の返済方法について、新たに契約を締結することができるものとします。
- 前2項より超過部分の返済をしなかったときは、信用金庫の請求により本契約は解約されるものとし、債務者は貸越元金全額を直ちに支払うものとします。

第5条（契約期間等）

- この契約に基づき、当座貸越を受けられる期間は、この契約の成立の日から表記の期間を経過する日の属する月の返済日までとします。ただし、期間満了の前日まで信用金庫または借主から期間の延長をしない旨の申し出がない場合には、期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、契約期間が借主の満60歳の誕生日の前日までのとき、期間延長しないものとします。
- 第1項の期間延長が行われない場合の取扱い、は、第12条第3項および同第4項によるものとします。

第6条（利率・利息・損害金）

- 貸越利率は、信用金庫所定の利率（以下「基準金利」という）に連動した変動金利とし、基準金利の変更にもない、その変動幅と同一で上げまたは引下げられるものとします。なお、金融動向の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、一般取引と合理的と認められる程度の金利を基準金利とすることができるものとします。
- 基準金利は毎年6月1日および12月1日を基準日とし年2回見直しを行い、前回基準日時点の基準金利と、現基準日時点の基準金利の差により上げ幅または引下げ幅を算出し、同一の幅で貸越利率の変更を行なうものとします。
- 変更後の貸越利率の適用は、基準日以降最初に到来する返済日より、前回の返済日（以下「定例返済日」という）に貸越元金に組み入れられるものとします。利息の計算は、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式により行なうものとします。
- 借主が信用金庫に対する債務を履行しなかった場合には、信用金庫所定の損害金を支払うものとします。損害金の計算方法は、支払うべき金額に対し1年を365日とし、日割計算とします。
- 金融動向の変化、その他相当の事由がある場合には、信用金庫は利率、損害金の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 第5項による利率、損害金の利率の変更内容は、信用金庫の店頭またはホームページへの掲示その他相当な方法で公表することにより借主に通知するものとし、借主への個別の通知は不要とします。なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

第7条（返済）

- 借主は、定例返済（金庫の休日の場合は、その翌営業日、以下同じ）に次に定める金額を返済します。

貸付け極度額	約定返済額
50万円	10千円
100万円	20千円
200万円	30千円
300万円	40千円
400万円	50千円
500万円	60千円

- 定例返済日（信用金庫の休日の場合はその翌営業日、以下同じ）に、当該定例返済日の前日の貸越残高に、次定例返済日の前日の貸越残高と定例返済日の前日までの利息の合計額が、第1項で定める約定返済額に満たない場合はその合計額を約定返済額とします。
- 定例返済日の前日の貸越残高と定例返済日の前日までの利息の合計が、第1項で定める約定返済額より大きい場合は、前月末の貸越残高によって次に定める金額を返済します。
 - 前月末の貸越残高が約定返済額以上の場合は、約定返済額
 - 前月末の貸越残高が約定返済額に満たない場合は、前月末の貸越残高
- 借主は、初回貸越時（全額返済後の再貸越を含む）から初めて到来する定例返済日までに期間が1ヶ月に満たない場合は、2度目に到来する定例返済日より返済を行ないます。

第8条（約定返済額等の自動支払）

- 借主は、第7条による定例返済のため定例返済日まで約定返済額相当額を返済用預金口座に預金し入れておくものとします。
- 信用金庫は、各定例返済日に預金通帳、同払請求書または小切手より返済用預金口座から払い戻しを行う、毎回の返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の約定返済額に満たない場合には、信用金庫はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 第1項より上の預金入れが定例返済日より遅れた場合には、信用金庫は毎回の約定返済額に損害金の合計をもって第2項と同様の取扱いができるものとします。
- 信用金庫は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、信用金庫所定の日に第2項と同様に、返済用預金口座から払い戻しを行う、これに充当することができるものとします。

第9条（任意返済）

- 第7条による定例返済のほか、借主はいつでも貸越元金に対して任意の金額を返済できるものとします。なお、この返済を行なった場合においても第7条の定例返済は通常どおり行なうものとします。
- 第1項の任意返済は、第8条によらず借主が直接信用金庫の店頭へ申込み、自動機器を使用する方法により行なうものとします。

第10条（期限前の全額返済義務）

- 借主が、この契約による債務の返済を遅延し、信用金庫から書面により督促しても、次の返済日まで元金（損害金を含む）を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 次の各号の事由が一つでも発生した場合には、借主は、信用金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が信用金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
 - 借主が第10条の規定に違反したとき
 - 借主が支払いを停止したとき
 - 借主が手形交換場または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 借主の振出または引当に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録における債務者である電子記録債権が支払不能となるとき（不渡りおよび支払不渡りが6ヶ月以内、に発生した場限に限る）
 - 借主について破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - 担保の目的物について差押えまたは差押えの申立てがあったとき
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責任を負わなければならない事由によって信用金庫に借主の所在が不明となるとき
 - 本条各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金（損害金を含む）の返済ができないような相当の事由が生じたとき信用金庫が認めたとき
- 第2項の場合において借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が信用金庫からの請求を受理しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延滞し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、暴力団関係企業等、社会運動等組織より構成した特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不等に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにても該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用金庫の信用を毀損し、または信用金庫の業務を妨害する行為
 - その他各号に準ずる行為
- 次の各号の事由が一つでも発生し、信用金庫において借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は、信用金庫からの請求によって、この契約による債務全額を返済するものとします。なお、この場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が信用金庫からの請求を受理しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延滞し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。
 - 借主が暴力団員等もしくは第1項各号の一つにても該当したとき
 - 借主が第2項各号の一つにても該当する行為をしたとき
 - 借主が第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- 第3項の規定により、借主に損害が生じた場合には、信用金庫になんらの請求をしません。また、信用金庫に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

第12条（契約の終了、解約、中止）

- 次の各号のいずれかに該当した場合は、信用金庫はいつでも新たな貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。
 - 借主が返済を遅延したとき
 - 借主の利用状況等から信用金庫が適当と判断したとき
 - 借主がこの契約に定める各条項に違反したとき
 - 借主が第10条または第11条各号の事由の一つで該当したとき
 - 信用金庫が借主の信用状態に著しい変化が生じたときと認めたとき
 - 借主が信用金庫の地区外へ移転したことに伴い、信用金庫の貸出対象となり得る「金員たる資格」を喪失したとき
- 借主はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主から信用金庫に対し信用金庫所定の方法により通知するものとします。
- 前各項によりこの契約が解約され、もしくは第5条により期間延長が行われなかった場合は、解約もしくは期間満了日の翌日より前日は、借主はこの取引より当座貸越を受けとることはできません。この場合、直ちにローンカードを信用金庫の取扱店に返却するものとします。
- 前項の場合、貸越元金残高がないときは、解約もしくは期間満了の日におけるこの契約が終了するものとし、貸越元金があるときは、直ちに貸越元金全額を返済するものとし、その返済をもってこの契約が終了するものとします。ただし、信用金庫の判断で前項の場合は、借主は貸越元金全額をこの契約の条項により返済できるものとし、貸越元金全額が返済された日にこの契約が終了するものとします。
- 借主に担保の開始があったときは、この契約は当然に解約されるものとします。その場合、借主について第3項および第4項（準）により取り扱われるものとします。

第13条（信用金庫からの相殺）

- 信用金庫は、この契約による債務のうち各定例返済日に到来したもの、もしくは第10条または第11条第3項、第12条第4項によって返済しなければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の信用金庫に支払った、定期預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。なお、この相殺をする時は、書面により借主に通知するものとします。
- 信用金庫が第1項により相殺する場合には債権預金の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期預金その他の債権の利率・利回りについては、預金・定期預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金・定期預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率・利回りにより1年を365日とし、日割りで計算します。

第14条（借主からの相殺）

- 借主は、期限の到来している借主の預金、定期預金その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限が未到来であって相殺することができるものとします。
- 借主は、相殺計算を実行する場合は、信用金庫所定の日までに信用金庫へ書面により相殺の通知をするものとし、預金・定期預金その他の債権の債権の通知、通帳は届出の印鑑を押して直ちに信用金庫に提出するものとします。
- 借主が第1項により相殺する場合には、債権預金の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期預金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期預金規定等の定めによります。
- この条による相殺計算の結果、借主の債権に残余金が生じたときは、借主はその残余金を返済用預金口座へ入金する方法により返還を受けるものとします。

第15条（債務の返済等による順序）

- 信用金庫が相殺をする場合には、借主にこの契約による債務のほかにも信用金庫に対し直ちに返済しなければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りない時は、信用金庫は債権保全上必要と認められる順序により充当し、これを借主に通知するものとします。この場合、借主は、その充当に対して異議を述べないものとします。
- 借主が返済または第12条により相殺をする場合は、この契約による債務のほかにも信用金庫に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充当する順序を指定することができます。なお、借主が充当の順序を指定しなかった場合は、信用金庫が適当と認められる順序により充当することができ、借主は充当に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により信用金庫の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、信用金庫は通常必要と異議を述べたうえで、相当の期間内に担保・保証の状況等を考慮して、信用金庫の指定する順序により充当することができるものとします。この場合、信用金庫は借主に充当する順序、結果を通知するものとします。
- 第2項のなお書または第3項によって信用金庫が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したものととして、信用金庫はその順序方法を指定することができるものとします。

第16条（代位証書等の提出）

- 事実、災害等信用金庫の責任によらない事項によって証書その他の書類が紛失、滅失または損壊した場合には、借主は、信用金庫の請求によって代位証書等提出するものとします。

第17条（印鑑照合）

- 信用金庫が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印鑑をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、信用金庫は責任を負わないものとします。

第18条（費用の負担）

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- (概) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- 担保物件の調査または取立てもしくは処分に関する費用
- 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用
- この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、日割代

第19条（費用の自動支払）

- 第18条より借主が信用金庫に支払う費用のほか、信用金庫を通して、信用金庫以外の方に支払う費用については、第8条第2項と同様に、信用金庫は返済用預金口座から払い戻しを行う、その支払にあてることのできるものとします。

第20条（届出事項の変更、成年後見人等の届出）

- 借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他信用金庫に届けた事項に変更があった場合、または家庭裁判所の審判により補助、補佐、後見が開始され、もしくは任意後見人が選任された場合は、直ちに書面により信用金庫に届け出るものとします。
- 借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が信用金庫からの通知または送付書類等を受理しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類等が延滞し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条（報告および調査）

- 借主は、信用金庫が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用金庫に対して、借主および保証人の信用状態並びに担保の状況について適時な報告し、また、調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、借主もしくは保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、信用金庫に対して報告するものとします。

第22条（契約の変更）

- 信用金庫は、法令の変更、金融動向その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率・損害金の料率の変更を除く）を変更する必要があるときには民法第548条の4の規定に基づいて、変更ができるものとします。
- 信用金庫は第1項の変更をするときは、変更を行旨および変更の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

第23条（契約上の地位、債権、権利等の譲渡）

- 信用金庫は、将来この契約上の当事者としての地位、ならびにこの契約に基づく一切の債権および権利を他の金融機関等に譲渡（以下信託を含む）することができるものとします。
- 第1項により債権が譲渡された場合、信用金庫は譲渡した債権に関し、譲受人（以下信託の受託者を含む）の代理人になることができ、借主は信用金庫に対して、従来どおり、表記の返済方法によって毎回の約定返済額を支払い、信用金庫はこれを譲受人に交付することができるものとします。

第24条（個人情報取り扱いに関する同意）

- 借主は別途定めのある「当信用金庫にかかると個人情報の取り扱いに関する同意条項の内容」に同意するものとします。

第25条（含意管轄）

- この契約について紛争が生じた場合には、信用金庫本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第26条（準拠法）

- 借主および信用金庫は、この契約書に基づき契約準拠法を日本法とすることに同意するものとします。

第27条（その他特約条項）

- 借主は、事実、災害等信用金庫の責任によらない事情によって取引ができないことがあることを了承します。